

【必読】表記ルールについてご存知ですか？

エンドユーザーは不動産会社さまに正確な物件情報の提供を求めています。エンドユーザーに誤認を与え、トラブルになることを防止するためにも、以下のルールをご確認のうえ、正しい表記で公開いただきますようお願いいたします。

特に以下の項目の登録時にご注意ください



●賃貸保証

「加入要」、「利用可」の場合、利用料金を必ず登録してください。また、継続して利用料金が発生する場合も記載が必要です。

例) 賃貸保証利用可

初年度:月額賃料の〇% 継続保証料:〇〇円(年毎)

| | |
|----------|------------------------------------|
| 賃貸保証条件 ? | 利用可 ▼ |
| | 初年度:月額賃料の20%~100% 継続保証料:10000円(年毎) |
| 利用料金等 | |

アットホームでは、2019年7月17日(水)より、賃貸保証が「利用可」の場合も利用料金の登録が必須となります。エンドユーザーにとって重要な情報になりますので、必ずご登録いただきますようお願いいたします。

●一時金

契約時・退去時に一時的に支払う費用がある場合、名目と金額を登録してください。

例) ルームクリーニング代:〇〇円

24時間サポート費用:〇〇円

鍵交換代:〇〇円 敷引:〇カ月

●ランニングコスト

月ごともしくは年ごとに支払う金銭がある場合、名目と1カ月もしくは1年あたりの金額を登録してください。

例) Wi-Fi利用料:〇〇円/月

水道代(定額制): 〇〇円/月

●ペット相談

ペット飼育により入居条件に変更がある場合、【備考】に変更内容を記載してください。

例) 敷金:1カ月

備考:ペット飼育の場合は

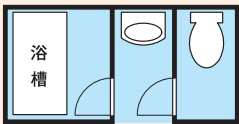
敷金2カ月です。

「バス・トイレ別*」の登録時にご注意ください



アットホームでは、物件情報への「バス・トイレ別」の表示については、以下のとおりルールを設けています。

OK例

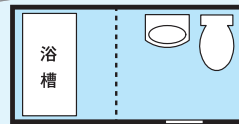


入口が分かれているもの



入口はひとつだが、室内で完全に分かれているもの

NG例



段差やカーテン

・仕切りがあっても洗い場がないもの
・仕切りがカーテンや段差のもの



3点ユニット

*バス・トイレ別(B・T別)とは: バス・トイレが別であること。浴槽および洗い場があること。

★上記は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。